

令和 8 年 9 月 28 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、駿河男児ジム所属ボクサーである堀田悠真（ライセンスNo.52122）選手を令和 8 年 9 月 19 日より 6 ケ月間のライセンス停止処分とする。

理由： 駿河男児ジム堀田悠真選手は、令和 8 年 9 月 20 日の試合の前日計量において計量失格となり、試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は堀田悠真選手を令和 8 年 9 月 19 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、駿河男児ジムのマネージャーである林秀憲（ライセンスNo.41369）氏を嚴重注意処分とする。

理由：林秀憲氏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション